

す。但し保険料拂込期間中乙の死亡せるとときは継続の保険料を免除するものとす。

(六) 經理及利益又は剩餘金の分配

本保險は他の保險と區別し特別に計算し、利益又は剩餘金は甲の修學期間満了迄甲乙共生存せる契約に對し契約保險金額に比例し分配するものとす。

別紙

一、中等學校とは、中等學校令に依る中等學校、師範教育令に依る師範學校豫科、高等學校令に依る高等學校等常科、盲學校及聾啞學校令に依る盲學校及聾啞學校の中等部、學習院學制に依る學習院中等科、女子學習院學制に依る女子學習院中等科、陸軍幼年學校令に依る幼年學校並に此等の諸學校に準ずる學校を謂ふ。

二、高等專門學校とは、師範教育令に依る師範學校本科及高等師範學校、高等學校令に依る高等學校高等科、大學令に依る大學豫科、專門學校令に依る専門學校、學習院學制に依る學習院高等科、女子學習院令に依る女子學習院高等科、海軍兵學校令に依る海軍兵學校並に此等の諸學校に準ずる學校を謂ふ。

三、大學とは大學令に依る大學、陸軍大學校令に依る陸軍大學並に此等の學校に準ずる學校を謂ふ。

修學保險保険料見込表

(一) 中等學校の修學(第一類)

子女—父兄 二歳 二五 三〇 三五 四〇 四五
等 加入 円 円 円 円 円 円
○歳加入 二六三 二五九 二七〇 二七〇 二七〇 二七〇

三 ク 五六一 八八一 八八七 二〇・三 二三六 二七三

(備考) 括弧内は保険金千圓に對する割合なり。

子女—父兄	三歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	四歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	五歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	六歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	七歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九

子女—父兄	三歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	四歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	五歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	六歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九
子女—父兄	七歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五	六六	三〇・三	二九・九	二九・九	二九・九	二九・九

臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定

第三卷第六號本欄既報の如くであるが、今回更に臺灣同胞に對しても徵兵制を施行する旨昭和十八年九月二十三日閣議に於いて正式決定をみ同日情報局より左の如く發表せられた。

情報局發表

本日の閣議において「臺灣同胞に對し徵兵制を施行し昭和廿年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むること」に關し決定を見たり。

大東亞會議の開催並に大東亞共同宣言の探擇

大東亞共榮圈の大理想を象徴し、東亞の歴史に一轉機を劃すべき大東亞會議は昭和十八年十一月五日東京都永田町帝國議事堂に於いて開催せられ、日本國、中國、華民國、タイ國、滿洲國、フィリピン共和國、ビルマ國の五箇國代表相會し、獨立親和による共存共榮の理想を名實ともに明徴し大東亞戰爭の目的と成果とを全世界に向つて宣明するに到つたが、翌六日には日本代表東條首相の提案による大東亞宣言を滿場一致を以て可決、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世界進貢獻の五原則を明らかにするに到つた。大東亞會議事務局發表の右宣言を掲ぐれば左の如くである。

(大東亞會議事務局發表)

昭和十八年十一月五日及六日の兩日東京に於て大東

亞會議を開催せり同會議に出席の各國代表者左の通り

日本國

内閣總理大臣 東條英機閣下

中華民國

國民政府行政院院長 汪兆銘閣下

タイ國

内閣總理大臣「ビー・ピブン・ソンクラム」元帥閣下の名代として

「ワソワイヤコーン」殿下

滿洲國

國務總理大臣 張景惠閣下

フィリピン共和國

大統領 ホセ・ペー・ラウエル閣下

ビルマ國

内閣總理大臣 パー・モウ閣下

同會議に於ては大東亞戰爭完遂と大東亞建設の方針とに關し各國代表は曉意なき協議を遂げたる處全會一致を以て左の共同宣言を探擇せり

大東亞共同宣言

抑々世界各國が各其の所を得相倚り相扶けて萬邦共榮の樂を偕にするは世界平和確立の根本要義なり。然るに米英は自國の繁榮の爲には他國家他民族を抑壓し特に大東亞に對しては飽くなき侵略擴取を行ひ大東亞隸屬化の野望を逞うし遂には大東亞の安定を根柢より覆さんとせり大東亞戰爭の原因茲に存す。大東亞各國は相提攜して大東亞戰爭を完遂し大東亞を米英の桎梏より解放してその自存自衛を全うし左の要綱に基き大東亞を建設し以て世界平和の確立に寄與せんことを期す。

一、大東亞各國は協同して大東亞の安定を確保し道義に基く共存共榮の秩序を建設す。
一、大東亞各國は相互に自主獨立を尊重し互助敦睦の實を擧げ大東亞の親和を確立す。
一、大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し各民族の創

造性を伸暢し大東亞の文化を昂揚す。

一、大東亞各國は互惠の下緊密に提携し其の經濟發展を圖り大東亞の繁榮を増進す。

一、大東亞各國は萬邦との交誼を篤うし人種的差別を撤廃し普く文化を交流し進んで資源を開放し以て世界の進運に貢獻す。

大日本帝國天皇陛下

特命全權大使從三位村田省城
「フィリピン」共和國大統領

國務大臣「クラーロ、エメ、レクト」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締約國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

第二條 締約國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲政治上、經濟上及軍事上緊密ナル協力ヲ爲スベシ

第三條 締約國ハ大東亞ノ建設ノ爲相互ニ緊密ニ協力爲の一環として屢々帝國政府の公約するところであつたが、昭和十八年十月十四日フィリピン共和國の獨立宣言として遂にその實現を見るに到り、大東亞戰爭の輝々たる戰果とその聖戰目的とを憇、明確にするに到了たといへよう。なほ同日マニラに於いて締結日比同盟條約を掲ぐれば左の如くである。

第四條 締約國ハ大東亞ノ建設ノ爲必要ナル細目ハ締約國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ

第五條 本條約ハ締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベシ

第六條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交換ハ「マニラ」ニ於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

日本國「フィリピン」國同盟條約
(昭和十八年十月二十日)
大日本帝國天皇陛下及「フィリピン」共和國大統領
ハ

日本國「フィリピン」國同盟條約附
屬了解事項

條約第二條ニ付

同條ニ規定スル大東亞戰爭完遂ノ爲ノ軍事上ノ緊密ル協力ノ主タル態様ハ左ノ通トス
「フィリピン」國ハ日本國ノ爲スベキ軍事行動ノ爲

ノ平和ニ貢獻セントラ期シ確乎不動ノ決意ヲ以テ之ガ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除セント欲シ之ガ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ